# 中丹家畜衛生情報

(No. 28-12)

一 養豚編 一

平成28年6月発行

# 6月は京都府の「畜産環境保全月間」です!

これを機会に、今一度、農場内の美化に努めるとともに、点検・清掃等 を行いましょう。

畜産環境問題の原因としては、水質汚濁、悪臭、害虫発生が多く、これらを未然に防止する観点から、家畜ふん尿は別紙中丹家畜保健衛生情報 28-13「良質堆肥を作ろう」、28-14「ハエ防除対策」を参考に、家畜排せつ物法に基づく適切な処理を行い、有効に利用しましょう。

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(家畜排せつ物法)が平成16年11月1日から全面施行となり、管理基準が適応されています。

## 管理基準

#### 1 管理施設の構造設備に関する基準

- ①ふんなど固形状の家畜排せつ物を管理する施設は、床をコンクリートなど汚水が地下浸透しないもので造り、適当な覆いと側壁を設けること。
- ②尿など液状の家畜排せつ物を管理する施設は、汚水が地下に浸透しないコンクリート等で造った貯留槽を設けること。

### 2 家畜排せつ物の管理に関する基準

- ① 排せつ物は管理施設で管理すること。
- ② 管理施設の定期点検は、確実に行うこと。
- ③ 管理施設が壊れた場合は、早急に修復すること。
- ④ 送風機等を設置している場合は、維持管理を適切にすること。
- ⑤ 排せつ物の年間発生量、利用量、処理量を的確に把握するため、記録を取ること。

#### 〇水質汚濁の対策例

- 場内排水路の汚泥はこまめに引き上げましょう。
- ・ 堆肥等は畑に放置せず、適切な時期に適量を施用し、すぐにすき込みましょう。

(記録については、裏面参照)

(農家における記録の様式:養豚)

平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

(記入日: 平成 年 月 日)

1 年間の家畜排せつ物の発生量

(単位: t/年)

·		<u> </u>				
	平均的な	1頭当たりの排せつ物量		1年当たりの排せつ物量		
種 類	飼養頭数	ふん	尿	ふん④	尿⑤	合計⑥
	(頭)①	2	3	$(1 \times 2)$	$(1 \times 3)$	(4+5)
肥育豚		0.77	1.39	0.0	0.0	0.0
繁殖豚		1.2	2.56	0.0	0.0	0.0
計	0	_	_	0.0	0.0	0.0

注1) 平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の 平均頭数等を用いる。

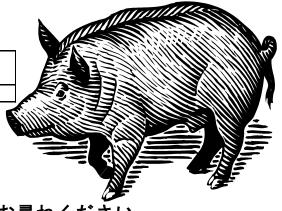
2 処理の方法及び処理の方法別の数量

<u> </u>							
処理方法	割合						
<u> </u>	ふん	尿					
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割					
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割					
③ 浄化処理施設で処理	割	割					
④ 焼却施設で処理	割	割					
⑤ その他 ( )	割	割					
合 計	割	割					

- 注1) ②は、たい肥センター等の共同利用施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入する。
- 注2) ふん尿混合で処理を行っている場合、固形物として処理している場合はふん、液状物として 処理している場合は尿に記入する。
- 注3) 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

対象となる飼養規模と幼畜のカウント方法

| 対象となる | 家畜の種類 |飼養規模 | 対象月齢 豚 | 100頭以上 |3か月齢未満は対象から除く



わからないことなどありましたら、お尋ねください

	京都府中丹家畜保健衛生所	
	住所 福知山市字半田371-2	
	TEL 0773-25-1860/FAX 0773-25-1861	
П	夜間・休日は転送機能あり	П